

広報 の 4月

人口と世帯

世帯数	1,488 (全月比 +1)
人口	6,404 (+3)
男	3,187 (+2)
女	3,217 (+1)
昭和53年2月末日現在 (住民基本台帳登録人口)	



おじいさん、おばあさん 何時までもお元気で… 高齢者芸能大会にて

'78 **4** 85

- 主な内容
- 昭和53年度・町政執行方針 ■ 2
 - 議会だより ■ 6
 - 町長の動向 ■ 17
 - 新入学(園)児の交通事故防止 ■ 18
 - 消防本部から火災予防 ■ 19
 - くらしの豆知識・4月のこよみ ■ 21
 - 季節の話題・ご存じでしょうか ■ 22
 - まず、友達づくりを ■ 23
 - 国民年金の改正・戸籍のうごき ■ 24

交通事故死ゼロ記録4月1日現在2,486日

産業の振興と福祉の充実を

最後の年・総仕上げ

昭和53年度 町政執行方針



町長 小田 桐 清 実

総務財政

町財政について

(1) 国の予算及び財政投融资計画について

予算総額 三四一、九〇五億円
前年度に比較し二〇、三%の増
公債の発行額 一〇九千億円
前年度に比較し二九、五%の増

(2) わが町の財政規模

一般会計予算総額

一、四三二・一三六千円

特別会計予算総額(五会計)

七八九・一一一十千円

イ、予算の編成方針

・経常的経費の節減

・冗費の節減、給与の平準化

・投資的経費

なるべく国の景気浮揚対策と、雇用拡大の面に大幅に考慮を払い、当初予算に計上し、完全実施を図ること。

ロ、地方税の改正なども見込まれているが、増収は期待出来ない。ハ、地方交付税の交付基準額の国の平均伸び率は、前年度より二三・四%の増となり大幅に伸びしたのは公共事業及び地方単独事業の財源措置を講じたものであるが、この伸びは都道府県に厚くなる見込みであり、市町村はかなり下廻ることが予想されるので見積過大にならないよう留意し、予算措置をした。

(3) 使用料・手数料については、水道使用料を若干引き上げ、水道事業の運営を健全化したい。その他、保育料、住民基本台帳の写しや米穀類購入量割当手数料の改定を行う。

リ、地方税の改正なども見込まれているが、増収は期待出来ない。ハ、地方交付税の交付基準額の国の平均伸び率は、前年度より二三・四%の増となり大幅に伸びしたのは公共事業及び地方単独事業の財源措置を講じたものであるが、この伸びは都道府県に厚くなる見込みであり、市町村はかなり下廻ることが予想されるので見積過大にならないよう留意し、予算措置をした。

リ、地方税の改正なども見込まれているが、増収は期待出来ない。ハ、地方交付税の交付基準額の国の平均伸び率は、前年度より二三・四%の増となり大幅に伸びしたのは公共事業及び地方単独事業の財源措置を講じたものであるが、この伸びは都道府県に厚くなる見込みであり、市町村はかなり下廻ることが予想されるので見積過大にならないよう留意し、予算措置をした。

職員の服務について

利尻町職員の服務については関係条例の定めるところにより規律を厳守させ、公務員としての品位を保持するよう戒め、聊かも住民から批判を浴びることのないよう充分注意する。

人事管理の適正化について

事務の効率化と行政の民主化は人事の適正化を図るにある。職員個々の能力、適性を観察し、適材を適所に配置し、「正しく、早く、親切に」事務を処理し、住民へのサービスをし、全体の奉仕者としての自覚を認識させるため、研修をする。

なお、車両の管理にも充分注意させる。

文教厚生について

文化を興隆させ、教育の振興を図ることは、町勢進展の根源であることは、論を待たない。立派な郷土づくりは、優秀な人材を多く郷土に留め風土に根ざした人間性の豊かな心身共に健全な子弟を教育することにある。

学校教育はもとより、社会教育については、教育委員会が主軸となり、その振興対策、推進計画を樹てているが、町としては教育環境の整備に従来力を入れて来たが、本年度は次の事業を実施して、施設の充実を図りたい。

○仙法志中学校屋内運動場の建設

工事

鉄骨造

六五三㎡

○沓形中学校屋内運動場の建設工事

鉄骨造

七三四・八㎡

○教員住宅建設事業

二戸

一一〇㎡

○仙法志中学校グラウンド造成事業

一一、七〇〇㎡

一一、六四九千円

社会福祉について

一、福祉行政の方向については

国及び道においては、景気浮揚対策として公共事業の著しい伸びを見ている反面社会福祉政策については「高福祉、高負担」の見直しをすべきであると言われている。現況であるが、人命尊重、福祉充実の立場から本町は国及び道の施策に呼応し併せて町独自の施策を講じ福祉行政の実施に努める方針である。

イ、民生児童委員の活動強化の推進

○福祉に欠ける老人世帯の援助

活動の推進

○生活保護法の適正指導

○老人医療費の無料化

二一、六一九千円

ハ、保育所施設、設備の整備充実

三、七三六千円
なお若干保育料の改定を行った。
い。



循環器検診
出稼者検診
結核レントゲン検診

口、その他

○火葬場(富野)改修工事
工事費 三、五〇〇千円

(炉及び煙筒の破損により改修を行ない併せて石油バーナーに切替する)

○伝染病隔離病舎の改修
工事費 六〇六千円

(屋根改修、入院室内及び窓改修)

3、出稼の援護と雇用対策について

2、保健、衛生について
本年度は、健康管理及び予防に重点をおき次の事業を行なう。
イ、健康管理及び予防事業

○乳幼児検診及び一歳六ヶ月児検診

疾病の早期発見並びに指導のため、年一回専門医(小児科医)を招聘して実施する。

○成人病検診
定例健康相談の実施

胃腸病検診

婦人科検診

○特に老人、子供の安全に留意

交通安全について

慰問を行い、安んじて労務に服せしめるよう努める。
なお出稼者共済制度も確立しているので全員加入を勧奨する。

○交通事故死ゼロ三、〇〇〇日の達成を期す。



医療体制の確立について

国保病院、診療所の運営については、年々多額の赤字を出している現状に鑑み、経営の合理化を検討しているが、離島という特殊な諸条件と、住民感情などから容易に改革することが困難であり、充分議会側とも討議し、慎重を期して改善の方途を講じたい。

なお医師の確保と、医療従事者の充足に努める。

民放テレビ(UHB、HTB)の誘致について

住民多年の念願であったこのことについては、関係筋の深いご理解を得て本年八月に放映の見透し

である。

高仙法志市街周辺の難視聴については目下NHK始め関係筋と交渉中であり、早期に解消したい。

島史の編纂について

昨年は、利尻島に自治体制度が確立してから百年にあたるので、これを記念するため、島史の編纂に着手し、後代の子孫に先人開拓の労苦を偲ばせ、一面郷土教育の道しるべとなし、これによって町政振興の羅針盤としたい。なお、隣町と協調の上、実施に移したい。

産業経済

水産の振興対策について

新らしい海洋時代に入り、漁業を取り巻く諸情勢は誠にきびしい。その中であって水産業の振興を図るには、国や道の施策に呼応し恒久的な対策を樹てることが必要である。

昭和三三年度においては次のよ

うな事業を実施して水産業の振興を図りたい。

(1) 浅海資源増大対策

○栽培漁業センター
アワビ人工採苗事業
(杵形漁組 八、五〇〇千円)

○種苗センター
ウニ人工採苗事業
(仙法志漁組 四、二〇〇千円)

○コンパ増産対策
岩礁爆破(構改)
杵形漁組 四五〇㎡
七、〇〇〇千円

仙法志漁組 四三〇㎡
六、八〇〇千円

投資(自然石)
杵形漁組 二、〇〇〇㎡
一、二〇〇千円

燐破雑草駆除
仙法志漁組 五〇、〇〇〇㎡
一八、〇〇〇千円

千エン振施設設置事業
杵形漁組 二〇台
一、二二〇千円

仙法志漁組 三〇台
一、六八〇千円

千エン振雑草駆除
杵形漁組 一〇〇台
二、二〇〇千円

仙法志漁組 三五台
七七〇千円

石返し事業

仙法志漁組 一、五〇〇㎡

一、八〇〇千円

コンブ養殖施設設置事業

(道単)

沓形漁組 五基

七、五〇〇千円

仙法志漁組 三基

四、五〇〇千円

アワビ、ウニ増産対策

アワビ移植放流事業(道単)

沓形漁組 三六、〇〇〇粒

四、三三〇千円

仙法志漁組 二九、〇〇〇粒

三、四八〇千円

柴ウニ移植放流事業

沓形漁組 一〇〇、〇〇〇粒

三、〇〇〇千円

仙法志漁組 六〇、〇〇〇粒

一、五〇〇千円

(2) 沿岸漁場造成事業

人工礁漁場造成事業(公共)

五二年度からの継続事業で実施

二年目

イ 円筒型漁礁 一、〇〇〇個

ロ カマボコ型 二〇〇基

ハ ポリコン漁礁 八基

(3) 漁業近代化促進対策

漁業資金融資事業

町において利子補給

調査、研究事業

(5) 船揚場整備事業

御崎漁港捲揚施設工事

二、九〇〇千円

神居第一船揚場整備工事

五、〇〇〇千円

泉町船揚場整備工事

二、二九〇千円

(6) 調査事業

アワビ種苗移植放流効果

(標識放流 二、〇〇〇粒)

タコ標識放流 一、三〇〇尾

柴ウニ浅海移植放流 五〇〇粒



以上のように直接に水産振興に

結びつく事業については概括的に

述べたが、漁業後継者の育成確保

のことにつき、磯舟の交付、花嫁

運動(仲人謝礼)、水産クラブ育

成事業などを考えている。

又、海難防止や、海技の講習、

公害防止対策にも意を用いる。

昭和五三年度において見込まれ

ている水産関係の総事業量は、道

費、町費、組合の単独事業を含め

て、総額二四二、一三四千円であ
るが、本年度は出来るだけ計画の
完全遂行を期したい。

商工業の
振興について

中小商工業の振興を図るため次
のような施策を実施する。

イ、商工会の育成指導

商工会への補助 四〇〇万円

ロ、中小企業への融資

町の原資預託 一、七〇〇万円

融資枠 一億二〇〇万円

ハ、利子補給 補給率三%

取扱件数 五五件

ニ、小樽航路の維持改善

この航路は、小樽、利札間を

結ぶ生活航路であり、両島民の

生活必需品の供給及び消費物価

に及ぼす影響は極めて大きい

現在就航の第五むろと丸は荒天



時の就航に適しないので、経営者
側、離島航路整備会社、海運局と
も協議を重ね、維持改善に努めた
い。

港湾・漁港の
整備について

○ 地方港湾沓形港
国直轄整備工事

昭和五三年度事業

北防波堤の完成

船揚場造成

港内の浚渫、西防波堤改良

事業費総額で四億円を超える。

(うち町費負担 三七、〇〇〇千円位)

なお、当町独自にて地元民の要

請にこたえて実施を要す。

経費 一七、五三四千円あり

ほかに維持管理費二、九四一千

円を要す。

西防波堤の灯台が新設される。

○ 第四種仙法志漁港整備工事

南防波堤 二八〇m

暗礁除去 一、五〇〇㎡の施工

○ 第一種蘭泊漁港整備工事

西防波堤 二四m

北防波堤 三三m

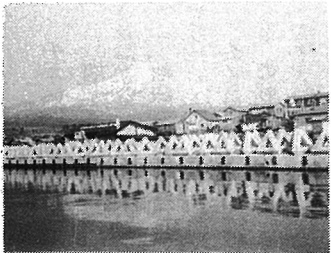
南防波堤 四〇mの施工

○ 第一種新湊漁港整備工事

車突堤 二二m

船揚場改良 五〇m

西防波堤消波 一八m



農業・畜産の
振興について

わが町には、農耕適地一、五〇

〇haあり、これが利用については、

多年の懸案であるが、農畜産用と

して、約三〇〇ha程度である。今

後は未利用の開発に努める。

イ、農畜産振興資金の融資

原資金預託 二〇〇万円

融資枠 四〇〇万円

利子補給 三%

ロ、町有林造成事業

仙法志字本町 五ha

二、六四〇千円

ハ、林道開設事業

長浜二ヶ年継続事業 五一〇m

八〇〇万円

ニ、小規模治山事業

長浜土留工二五m 二五〇万円
ホ、子防治山事業

蘭泊(高松の沢)

谷止工 一五七m'

へ、復旧治山事業

蘭泊(共通橋上)

床固工 四四五m'

神磯

谷止工 一九八m'

本町(セバウン川)

護岸工 一一〇m'

ト、防風林造成事業

栄浜 防風工 一、一七〇m

植栽工 一・七五m'

チ、雪崩防止林造林事業

長浜防止柵 植栽 二〇・二m'

防止柵 一〇〇m

元村防止柵 六〇m

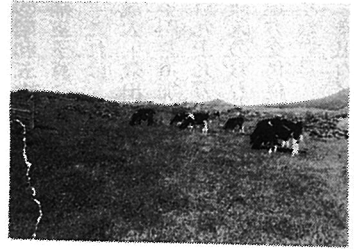
リ、保安林改良事業

富野 改植

栄浜 防風工 改植

久連 防風工 改植

又、保育事業 富野 栄浜



土木建設事業
について

土木工事については次のとおり実施する。

○町道関係

イ、種屯内北浜五線改良 三三〇m

ロ、仙法志鬼脇線特殊改良四種 二四三m

ハ、種屯内北浜五線特殊改良四 一七〇m

種工事 二一八m

ニ、日出一号线舗装工事 二二〇m

ホ、新湊・栄浜線舗装工事 (新湊第一地区) 三九〇m

へ、神居線海岸道路舗装工事 二七二m

ト、仙法志中仙道舗装工事

チ、種富町畑線新設工事

四〇〇m
リ、杓形総合グラウンド取付道路 改良工事 五〇m外

又、仙法志市街線改良工事 九〇m

ル、仙法志中学校グラウンド造成 事業 一一、七〇〇m²

オ、町道利尻登山線舗装事業 六〇〇m

ワ、町道天望山道路舗装事業 四五〇m

カ、町道日中北浜五線舗装事業 一八〇m

キ、町道新湊栄浜線舗装事業 三五〇m

(以上当初予算計上)

(1)防雪柵設置工事 二三〇m

(2)雪害地域建設機械整備事業 (ロータリー除雪車)

○その他側溝新設、流末処理施設の整備、維持補修については緊急度などを考慮し財政の許す範囲内において施行することとし当初予算に計上した。

○稚内土木現業所関係

イ、杓形、仙法志、鴛泊線道路改良工事(久連地内) 六〇〇m

ロ、仙法志、鬼脇線道代行道改良工事(神磯地内) 二六〇m

ハ、杓形、仙法志、鴛泊線特殊改良四種工事(久連地内) 六〇〇m

ニ、杓形、仙法志、鴛泊線災害防除工事(蘭泊地区) 一〇三m

ホ、東利尻、利尻線交通安全施設(歩道)整備工事(新湊地内) 二四〇m

へ、杓形、仙法志、鴛泊線交通安全施設(歩道)整備工事(神居地内) 二八〇m

ト、政治地区急傾斜地、二七m

チ、タネトンナイ川砂防工事(要望中)

○公営住宅の建設工事 建設箇所

利尻町杓形字泉町を予定

二階建耐火構造

第二種公営住宅一棟八戸

一戸当り約一九坪

○仙法志除雪センター建設工事 鉄骨造 九七、二m²

国民宿舎の
運営について

わが国経済の低成長下において長期化している不況は、国民のレジャーに対する志向を縮小させ、北海道は勿論、利尻、礼文においても昭和四五年をピークとして観光客の入込みも下降線をたどり、本年度においても入込みの上昇は期待出来ず、経営にあたっては極力諸経費の節減を図り、独立採算を目標として健全な休養施設としての機能を発揮するよう努めたい。



碎石事業について

昭和五二年度の碎石事業は予想以上に島の内外の需要が増大し、創業以来の好況を示したが、更に本年度は国道の公共投資の拡大に伴い、需要の伸びが期待されるので、次のような事業計画に基づき実施し、安全第一主義で実効を

げる。

昭和五三年度の生産・販売計画は次の通りとする。

イ、生産量 六九、三〇〇㎡

内訳

砕石 六六、五〇〇㎡

石粉 八〇〇㎡

素石 二、〇〇〇㎡

ロ、販売量 七一、〇〇〇㎡

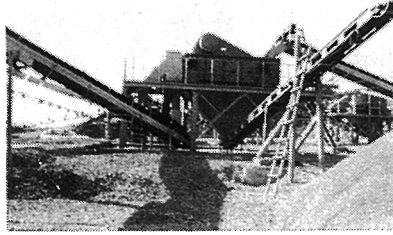
内訳

砕石 六七、〇〇〇㎡

石粉 二、〇〇〇㎡

素石 二、〇〇〇㎡

事業収益 二二四、一七〇千円
事業費 一九八、八三三千元を見込んでいます。



任期満了の年でもあり、行政執行方針で述べた事項並びに未解決事項については実現に向けて努力し、軌道に乗せ、いよいよ総しめくりの年として終わりを全うしたい。

歳言たより

昭和五十二年利尻町議会第 回「定例会」は、二月十二日招集され、会期を六日間と定めたあと、諸般の報告、昭和五十二年、町政執行方針及び教育行政執行方針を申し述べ、一般質問、昭和五十一年度各会計別決算認定、昭和五十一年各会計別補正予算案、昭和五十二年各会計別当初予算案、条例案等十五件、諮問案一件、請願一件及閉会中の継続審判について審議し、原案通り可決致しました。その内容は次の通りです。

◎昭和五十一年度利尻町各会計

歳入・歳出決算の認定について

「広報りしり」二月号掲載してありますのでご覧下さい。

◎昭和五十二年度利尻町一般会計補正予算「第五号」

これは、これまでの予算額に、歳入・歳出共に五千四百十九万七千円を追加し、総額十三億三千三百九十九万五千円とするものです。歳入のおもなものは、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、町債などです。

歳出のおもなものは、病院繰出



金、水道特別会計繰出金などです。

◎昭和五十二年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算「第三号」

これは、これまでの予算額に、歳入・歳出共に七百六十万九千円を追加し、総額一億八千三十五万四千円とするものです。歳入のおもなものは、国庫負担金、国庫補助金です。

歳出のおもなものは、療着給付費などです。

◎昭和五十二年度利尻町簡易水道特別会計補正予算「第四号」

これはこれまでの予算から百四十九万二千円減額し、総額六千五百七十七万五千円とするものです。歳入からは、町債を減額し、歳出からは、公債費が減額になっております。

◎昭和五十二年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算「第三号」

これは収益的収入及び支出の予定額に収入の部で四千五百三万四千円追加し、一億九千三百三十一万一千円とし、支出の部で八百七十七万一千円追加し、二億三千五百四十七万一千円とするものです。収入のおもなものは、医業収益と他会計補助金です。

支出のおもなものは、材料費などです。

「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」病院事業費から百四十万四千円減額し、八千八百八千円とし、診療所事業費から十八万五千円減額し、二千九百二十二万八千円とするものです。

「他会計からの補助金」これまでの予定額に、三千十一万七千円追加し、総額三千五百七十一万二千円とするものです。

◎昭和五十三年度利尻町一般会計予算

歳入・歳出予算の総額は、十四億三千百三十三万六千円とするものです。各科目についてはグラフをご覧ください。

◎昭和五十三年度利尻町国民健康保険事業特別会計予算

歳入・歳出予算の総額は、二億三千六十九万九千円とするものです。

◎昭和五十三年度利尻町砕石事業会計予算

収益的収入及び支出
収入 二億一千四百十七万七千円
支出 一億九千八百八十二万三千円
資本的収入及び支出
支出 二千三百四十万七千円

◎昭和五十三年度利尻町国民健康保険施設事業会計予算

収益的収入及び支出
収入 一億四千五百六十六万一千円
支出 二億三千四百三十六万二千円

「資本的収入及び支出」
 収入 六百十四万二千円
 支出 一千四百四十四万二千円
 他会計からの補助金
 五百二十九万六千円

◎昭和五十三年度利尻町国民宿舎
 特別会計予算

歳入・歳出予算の総額七千八百
 九十万円とするものです。

◎利尻町監査委員の報酬及び費用
 弁償条例の一部を改正する条例

利尻町監査委員の報酬及び費用
 弁償条例「昭和三十三年条例第十
 六号」の一部を次のように改正す
 るものです。

これは報酬の改定で、議会選出
 の委員現行十一万円を十二万一千
 円に、知識経験者からの委員現行
 十八万七千円を二十万五千円にそ
 れぞれ改定するものです。なお報
 酬は年額です。

◎特別職の職員で非常勤のもの
 の報酬及び費用弁償に関する条例の
 一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
 の報酬及び費用弁償に関する条例「昭
 和四十九年条例第二十号」の一部
 を次のように改正するものです。

これは、報酬の改定で次のよう
 に改定されます。

職 名	報 酬 額	職 名	報 酬 額
教育委員会委員長	年額 205,000円	防災会議委員	日額 3,300円
“ “ 委員	“ 165,000	青少年問題協議会委員	“ 3,300
自治会長	“ 51,000	公民館運営審議会議長	“ 3,800
民生児童委員総務	“ 51,000	“ “ 委員	“ 3,300
“ “ 副総務	“ 45,000	碎石事業運営協議会議長	“ 3,800
民生児童委員	“ 42,000	“ “ 委員及び参与	“ 3,300
交通安全指導員	“ 11,000	保健福祉館運営委員会委員長	“ 3,800
選挙管理委員会委員長	“ 72,000	“ “ 委員	“ 3,300
“ “ 委員	“ 66,000	ユースホテル運営審議会議長	“ 3,800
交通安全推進員	“ 84,000	“ “ 委員	“ 3,300
公平委員会委員長	日額 3,800	公務災害補償認定委員会委員長	“ 3,800
“ “ 委員	“ 3,300	“ “ 委員	“ 3,300
農業委員会委員長	“ 3,800	特別職報酬等審議会議長	“ 3,800
“ “ 委員	“ 3,300	“ “ 委員	“ 3,300
固定資産評価員	“ 3,300	交通安全推進協議会委員	“ 3,300
固定資産評価補助員	“ 3,300	心配ごと相談員	“ 3,300
固定資産評価審査委員会委員長	“ 3,800	総合研修センター運営審議会議長	“ 3,800
“ “ 委員	“ 3,300	“ “ 委員	“ 3,300
社会教育委員会委員長	“ 3,800	体育指導委員	“ 3,300
“ “ 委員	“ 3,300	国民宿舎運営委員会委員長	“ 3,800
選挙長 投開票管理者	“ 5,000	“ “ 委員	“ 3,300
投開票立会人	“ 4,000	明るい選挙推進協議会議長	“ 3,800
国民健康保険運営協議会委員長	“ 3,800	“ “ 委員	“ 3,300
“ “ 委員	“ 3,300	表彰審議委員会委員	“ 3,300
港湾審議会議長	“ 3,800	公務災害補償審査会議長	“ 3,800
“ “ 委員	“ 3,300	“ “ 委員	“ 3,300
漁港審議会議長	“ 3,800		
“ “ 委員	“ 3,300		
民生委員推薦会委員	“ 3,300		

利尻町立保育所に関する条例徴収金基準額改定資料

現	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			措置児童1ヶ月の徴収金額	
	階層区分	定	義		
行	A	A1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		円 0
		A2	A1階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		
	B	A階層を除く前年度分の市町村民税又は所得税課税世帯		3,000	
	C	B階層の属する世帯から2人以上の児童が入所している世帯（2人目以降の児童につき）		1,500	
改	各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）	
	階層区分	定	義		
正	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	
	B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	
	C ₁	A階層及びB階層を除き前年度の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）		3,000 (1,500)
			前年度分の市町村民税のうちの所得割課税世帯		3,600 (1,800)
C ₂	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税世帯		4,700 (2,350)		
D	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯				

(注) 徴収基準額の欄の括弧内の数値は同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における。その2人目以降の児童に適用される基準額である。

◎利尻町立保育所条例の一部を改正する条例
利尻町立保育所条例「昭和四十四年条例第二十三号」の一部を次のように改定するものです。

水道使用料金改正資料

(月額)

用途	料金	基本料金		超過料金1立方メートルにつき		摘要	
		基本水量	料金		現行		改正
			現行	改正			
専	家事用	10立方メートルまで	円 900	円 1,000	円 90	円 100	水産加工場、水産荷捌所、冷凍、製氷工場、水産種苗センター
	団体用	20 "	1,800	2,000	90	100	
	営業用	20 "	1,800	2,000	90	100	
用	営業用	20 "	1,800	2,000	45	50	
	浴場用	100 "	5,200	5,200	45	50	
	栓	船舶用	1 "	150	150	-	
臨時用		1 "	150	150	-	-	

◎利尻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
利尻町簡易水道事業給水条例「昭和四十七年条例第十三号」の一部を次のように改定するものです。
◎利尻町手数料徴収条例の一部を改正する条例
利尻町手数料徴収条例「昭和三十三年条例第六号」の一部を次のように改定するものです。

第二條第一	「3」 住民基本台帳の写 現行70円を100円に改めるものです。 同項その他第1号の次に次の1号を加えます。	「3」 小売販売業者に対する米穀類購入量割当手米 1件につき 300円
-------	--	--

◎利尻町船揚場管理条例の一部を改正する条例
利尻町船揚場管理条例「昭和四十三年条例第十七号」の一部を次のように改定するものです。

「維持・管理」
第六條 町長は、漁業協同組合「以下「施設の管理者」という」に施設の使用許可・使用料の徴収及び維持管理をさせることができる。

「2」 施設の管理者は、第五條に規定する使用料を施設の維持管理及び運営の費用にあてることができる。

第七條を第八條とし、第六條の次に次の一条を加える。
「譲渡」
第七條 町長は、施設の整備が完了した時は、その施設を施設の管理者に譲渡することができる。

別表を次のように改正します。



利尻町船揚場管理条例に関する条例
船揚場使用料改定資料

現 行				改 正				
区 分	料 金		備 考	区 分	使 用 料		備 考	
	組合員	組合員外			6ヶ月	1年		
い そ 舟	円 300	円 450	年 間	い そ 舟	円 650	円 1,000	漁港及び 港湾を 使用して いる漁船 はのぞく	
動 力 船	1トン当り	800 300 150	1,200 450 250	年 間 長 期 短 期	和 船	1,300 2,000		
					動 力 船	1トン以上 3トン未満		1,950 3,000
						3トン以上 5トン未満		2,600 4,000
						5トン以上 10トン未満		4,500 6,900

捲揚機使用料改定資料

現 行				改 正			
区 分	料 金		備 考	区 分	使 用 料		備 考
	組合員	組合員外			上下架1回につき		
い そ 舟	円 200	円 300	1 回	和 船	1 隻	円 1,000	10日を超える ものについ ては超えた日 から1日につ き1トン当り 10円の滞船 料を加算す る。
動 力 船	1トンあたり	300 450	1 回	動 力 船	1 トン	1,500	

名 称	位 置
泉 町 船 揚 場	利尻町沓形字泉町33番地地先海浜地
神居第1船揚場	利尻町沓形字神居 151 番地地先海浜地
御崎漁港捲揚機	利尻町仙法志字御崎 166 番地の 4



◎利尻町船揚場設置条例の一部を
改正する条例
利尻町船揚場設置条例「昭和三
十九年条例第二十二号」の一部を
次のように改正するものです。
別表に次の三件を加える。

町道路線の廃止

認定番号	路線名	起 点	終 点	延長	備考
76	種屯内北浜3線	利尻町沓形字種富町182番地	利尻町沓形字種富町107番地	m 202.7	
78	種屯内北浜4線	利尻町沓形字種富町145番地	利尻町沓形字種富町108番地	322.6	
86	種屯内海岸道路	利尻町沓形字新湊231番地	利尻町沓形字種富町135番地	526.3	
98	美也古呂北浜3線	利尻町沓形字新湊152番地	利尻町沓形字新湊46番地	181.1	
101	日中海岸道路	利尻町沓形字新湊36番地	利尻町沓形字栄浜24番地	977.1	

◎町道路線の廃止について
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものです。

◎町道路線の変更について
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するものです。

この条例は公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用するものです。

町道路線の変更

認定番号	新旧別	路線名	起 点	終 点	延長	備
81	新	種屯内北浜8線	利尻町沓形字種富町166番地	利尻町沓形字種富町144番地	m 345.3	
81	旧	種屯内北浜5線	利尻町沓形字種富町166番地	利尻町沓形字種富町144番地	345.3	

町道路線の認定

認定番号	路線名	起 点	終 点	延長	備考
163	種屯内北浜5線	利尻町沓形字種富町175番地2	利尻町沓形字新湊231番地2	m 1,026	
164	仙法志市街線	利尻町仙法志字本町99番地1	利尻町仙法志字本町90番地	90	
165	泉1号線	利尻町沓形字泉町131番地	利尻町沓形字泉町130番地	95	
166	新湊海岸線	利尻町韃形字新湊152番地 沓	利尻町沓形字栄浜23番地	1,110	

◎町道路線の認定について
道路法「昭和二十七年法律第八十号」第八条第二項の規定に基づき、町道の路線を認定する。

◎利尻町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
利尻町職員の特殊勤務手当に関する条例「昭和四十四年条例第八号」の一部を次のように改正するものです。

第二条第一項中第十号の次に次の一号を加える
「11」・潜水作業手当
潜水業務手当・現行二千元を三千元に改定
第十三条を第十四条とし第十二条を第十三条とし第十一条の次に次の一条を加える。
潜水作業手当
第十二条 潜水作業手当は、水産課に勤務する職員が、水産試験調査等により、潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。
「2」 前項の手当の額は、日額千円とする。

◎利尻町国民年金印紙調整基金条例の一部を改正する条例
利尻町国民年金印紙調整基金条例「昭和四十四年条例第十号」の一部を次のように改正するものである。
第二条中の「百五十万円」を「四百万」に改めるものである。

◎育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業に係る給与等に関する条例「昭和五十一年条例第二十七号」の一部を次のように改正するものです。

附則第一項の次に次の二項を加える。

「2」当分の間、育時休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間中、育児休業給を支給する。

「3」育時休業給の月額は、給料の月額に、地方公務員等共済組合法

「昭和三十七年法律第百五十二号」第百十四条第二項の規定に基づき定められる割合を乗じて得た額を合計した額とする。

◎寄附採納について

昭和五十三年二月十三日、利尻町仙法志字本町九十九番地、西円寺代表役員、桂但蓮氏及び責任総代・伴安蔵氏から別紙のとおり負担付きの寄附の申し入れがあったのでこれを受け入れることにつき

地方自治法第九十六条第一項第八号の規定によって議会の議決を求めるものです。

◎寄附物件 不動産「土地」

利尻町仙法志字本町九十九番地の一

宅地 約二百五十二平方米

利尻町仙法志字本町百三番地 宅地 約百二十平方米

◎寄附の目的及び条件

町道用地として寄附し、町道新設改良すること。

◎利尻町財政調整基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

利尻町財政調整基金の設置・管理及び処分に関する条例「昭和四十四年条例第九号」の一部を次のように改正するものです。第二条中「一般会計」の次に「及び特別会計」を加える。

◎人権擁護委員の推薦について

このたび次の方が、人権擁護委員に推薦されました。

井田鹿之助氏

明治三十七年四月一日生

利尻町仙法志字本町九番地

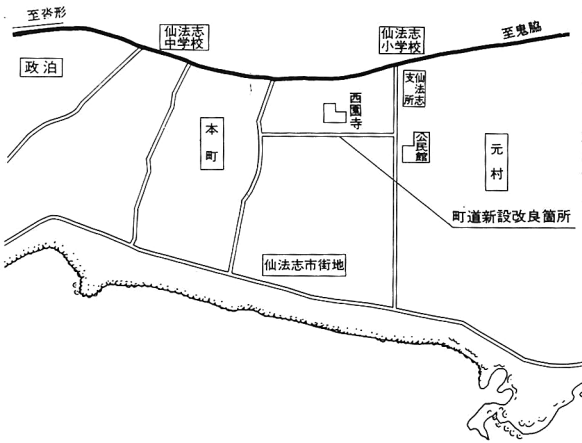
◎閉会中の継続審査の申出について

「遊歩道並びに展望休憩小屋の建設及び御崎公園各地の整備について」の件は、閉会中の委員会に付託し、継続審査となりました。

◎請願第一号

「韓国漁船操業に関する請願書」これを探択し、関係機関への規制措置を要求することになったものです。

寄附申込み附近の略図



昭和五十三年度 利尻町教育行政執行方針



教育長 小島 光男

学校教育

今年度より学校教育の内容が少し変わってまいります。

具体的に申し上げますと、国で定める小中学校の「学習指導要領」が改められ、小学校は昭和五十五年四月から、中学校は昭和五十六年四月一日から施行されます。理由は戦後の新教育が始まってから三十年余たつて、その間に昭和三十三年と昭和四十三年の二回にわたり、「学習指導要領」の改訂がありました。其の後更に社会事情は大きく変わっており、現在では「人間の喪失」は基礎学力の低下、「知育偏重」など多くの問題も生じております。

今回の「学習指導要領」の改訂は、そうしたことから戦後の教育

の総反省にたつて、ひと口で言うところ――単なる知識の伝達だけでなく、自ら考え、正しく判断出来る力をもつ児童・生徒の育成――ということを重視しながら、次のようなねらいを持っています。即ち

(1)人間性豊かな児童・生徒を育てること。

(2)ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること。

(3)国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視すると共に、児童・生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。

利尻町の小・中学校にあつては、このような国の新しい学習指導要領を基準にし、更に道や宗谷管内の重点、利尻町の推進計画を指針とし、小学校は昭和五十三年度、昭和五十四年度の二年度、中学校は昭和五十四年度、昭和五十五年の二年度、学校事情も十分考慮した教育課程の移項措置が実施され、それにとりまわらぬ。またそのために教員ひとりひとりの専門

性を高めるため、研修の充実にも努力してまいりたいと考えます。

次に教育諸条件の整備であります。が、杓形中学校・仙法志中学校の屋内運動場の改築をはじめ、仙法志中学校のグラウンド・杓形小学校の暖房等の大きな工事のほか、各小・中学校校舎の維持補修・教材教具の補充・教職員住宅の整備等にも力を入れてまいりたいと考えます。

利尻町の昭和五十三年度の学校教育推進計画による重点は次のとおりであります。

○重 点

- 1、研修の資的向上を目指し、研究体制の確立を図る。
- 2 創意を生かした教育課程を編成し、豊かな人間性を育てる教育活動を推進する。
- 3 自主性・創造性を育てる学習指導の充実に努める。
- 4 子どもの理解を深め、豊かな心情を培い、実践力を育てる生徒指導の推進に努める。
- 5、生命を尊び、強い身体を育てる健康安全指導の充実に努める。



社会教育

近年の変化の激しい社会情勢・経済事情の中にあつて、町民ひとりひとりが、絶えずそれぞれの年代、或いは、地域や職場・グループでの、地域に根ざした自主的・継続的な活動や学習が必要であります。

そのことによつて人間性豊かな住みよい社会が生まれ、住民参加の下に、望しい町づくりが進められてゆくことは申すまでもありません。

我が利尻町の社会教育も、そうした生涯教育の観点にたつた町民の自主的な活動の促進、青少年や成人のスポーツ振興それに本年度は、文化活動や文化財の保護・保存にも力を入れてまいりたいと考えます。

施設の整備については、スキー場・スケート場・グラウンド等のほか、博物館開設のための準備にも努力したいと考えます。

利尻町の昭和五十三年度の社会教育推進計画による基本方針目標は、次のとおりであります。

○基本方針

住民ひとりひとりが、生涯にわ

たり生活課題や地域課題を自ら解決出来る自主的で創造的かつ意欲的な人間づくりを基調として、社会教育行政及び社会教育施設の機能を最大限に發揮して、住民・行政・関係機関及び団体が一体となつた社会教育を推進する。

○推進目標

- 1、生涯の各時期にわたる学習の場の充実・促進に努める。
- 2、住民の健全な心身をつくるための地域ぐるみの社会体育推進に努める。
- 3、地域に根ざした文化活動の推進に努める。



一 般 質 問

今議会の一般質問は、町村、加藤、中川原、高島、関の各議員が行ないました。その質問、答弁の要旨は次のとおりです。

質 問

1 展望台周辺に新設されたスキー場一円は、急坂で可成の登坂距離があり、青少年はじめ一般の利用者が極めて少ないのは、リフトがないためと考えられるのでリフト建設の考えはないか。

2 道々利用の効率化のため是非バイパス道路の新設を考えるべきではないのか。特に最近の道路状況は輸送量の拡大と大型車輛の増加に伴い道路の狭隘もあって交通事故は著しく悪化しつつある。交通事故防止のためにも是非検討されたい。

3 二〇〇海里の線引き以来、外来船の入港が多く、沓形漁組冷蔵庫はこれらの魚で満杯となり、地元漁民の冷蔵庫利用は極度の制約を受けているので大型冷蔵庫の新設が急務とされているので行政の中でも検討すべきであり加えて加工センターの新設は漁家経済の安定に大きなものがあり、そのために

は技術の向上と指導の育成に努め今後の課題として取り上げられた。

4 種富町船揚場の整備拡張については先の議会においても要請したが、いまだに取り上げていないのは如何なる理由によるものかお聞かせねがいたいのと廃船の件についても、お聞かせねがいたい。

答 弁

教育長1 スキー場のリフトのことについてはありますが、リフトがついていないために利用価値が大きく低下すると言ふことは、お説のとおりでございます。宗谷管内の市町村でリフトのついているのは、稚内市と歌登町でございます。この施設につきましては、現在、社会教育施設として国の補助は、ありません。

我町も実施する場合には、五十四年度以降にならうかと思ひます。雪のつもり具合等を十分にみきわめたいと、どのような施設にするかと言ふ計画を毎日のようにたてております。又、調べてみますと、ざっと計算しまして四千五百万円ぐらいかかると思ひます。これも、教育委員会や社会教育関係の機関とも相談しまして、かたまつた時点で議会の方にも、ご相談申し上げたいと思ひます。

ご趣旨にそつよう、一日も早くできるよ努力してまいりたいと思ひます。

町長2 バイパスの問題でありますが、バイパスを通すことによつて住民が利益を受けるものでなければならぬと思ひますので、我町としては、現在ある道路が非常に不便になつてきた時点で、これを開発すると思ひている訳でございます。

質問者の意志は十分に理解し、納得しておりますので将来はさらに、検討を進めたいと思ひております。

町長3 加工センターと冷蔵庫の大型化と言ふ問題であります。このことはお説のとおりであります。

我町においても加工センターを計画いたしました。が、実現の一手前まで維持、管理の面で取止めたいきさつもございます。しかし、これはあきらめた訳ではございませぬ。これから計画をつくり、町営で直接経営する訳にまいりませんので、漁組の十分な理解と納得をとつてまいりたいと思ひます。又、冷蔵庫につきましては、漁民の経済におよぼす影響、あるいは、生活にむすびつく問題もあり

ますので、この点につきまして十分に検討いたしました。凍結力や能力の高いものを是非つくりたいと、このよつに考へております。

助役4 町の方では経済委員会におおはかりいたしました。利尻町船揚場整備事業実施計画と言ふのを作成いたしました。両漁業協同組合と何回にもわたつて協議の結果、この要綱案をつくつた訳でございます。

この要綱案によりまして、約四ヶ年で全部整備を終りたいと言ふつもりで、現在進めております。町内全地区の船揚場を両漁業協同組合ともども現地調査をしまして、進めてまいりたいと思ひております。

それから廃船の方でございますが、これも漁業協同組合と歩調をあわせ、所有者に指導して一日も早く処理して、船揚場の機能が完全に發揮できるようにしたいと思ひております。

質 問

1 二〇〇海里時代に対応した沿岸漁業の見直しは今こそ急を要し、緊急な施策を講ずる時であると思ひますが、北方圏に位置する利尻においては根付漁業の豊凶こそ町の浮沈にかかる大事であるので、漁場造成こそ現在の大きな課題である

と思つ。

礼文町においてはこの対策として水圧式大型雑草駆除機の開発に取組み内地メーカーを現地に招き、テストを行ない実用化に努力してると聞いている。当町の雑草駆除の手段は岩礁爆破が主であり、あわび、うにの被害も大きく、町も礼文町のごとき大型雑草駆除機の開発導入を考へるべきと思つたがどうか。

2 我が利尻町も年々高齢人口の増加に伴い住宅の困窮生活保護の増加等で、町民は養護老人ホームの建設を一日も早く望んでいる。この建設は隣町との広域行政の中で進められないので、難しい問題がある。聞くところによれば東利尻町の昨年九月の定例議会での一

般質問の中で養護老人ホームの見直しについての町長の答弁は、広域行政の中で進めることは両町でも合意しているが遺憾ながら島のセンター病院のかねあひもあつて結論が出ていない。又、東利尻町長の考へは、独自の立場で実施する線を打ち出した施設としては、養護老人ホーム五十人、特別養護老人ホーム五十人計百人の定員となり最低七十五人の該当者を収容できるかの問題がある。これについて特別委員会を設置するなりして

進めて行きたいとの答弁であった。私は広域行政の中で国営にして、国の補助をもらうよう進めていくべきと思う。私は広域行政の中で設置箇所は他町でもよいと思うが町長は我が町に建設する考えはないか。

答弁

町長1 大型雑草駆除機の導入の問題でありますが、できれば沿岸漁場の整備事業とあわせて、この機械を導入いたしまして成果をあげたいと、このように考えている訳でございます。

お説のように、漁民の畑でございます。漁民も努力する必要はありますけれども、行政の面からもこう言う問題を取り上げて、水産振興にいつその力をつくしてまいります。

町長2 養護老人ホーム建設の問題であります。私くしも賛成であります。ただ、我利尻町単独では難しいと思いますし、経営の面でも大変だと思えます。それと、老人と言うのは、多病でありますので当然、医療機関の整備が問題に取上げられると考えられますので、これから三町と協議いたしまして、しかるべき場所へ建設する方向へむかって、なお検討を続けてまいりたいと思えます。

質問

1 合併二十年を経た鬼脇と仙法志のその後を比較されると、鬼脇は色々な施設のある中で、一番喜ばれ観光客にも人気のあるのは史料館である。島内四つの地区で資源のない淋しい地区は仙法志である。どうぞ仙法志を陽のあたる街に、そして観光客の足溜りとなるように是非博物館を仙法志に建ててほしいがどうか。

2 五十三年度で学校建設関係も道路下水関係も九十%以上の完成を見、いよいよ五十四年度より水産振興の重点政策に取り組みことになる。その三つの柱の「うに」「あわび」「昆布」の増産対策に五十四年より年次計画をたて強力な推進を願うものである。

これにより町内両漁組組合員の一人あたりの水揚げの見込みは、一ヶ年に昆布百万円、うに、あわびで百万円の計二百万円を達成したいがどうか。

3 沓形港の生みの親、能越先生の碑のことについては、以前の議でも名誉町民推せんの特ともに要請したが再びその促進方を求めたいがお考えはどうか。

答弁

教育長1 博物館の建設を仙法志に言うことですが、この地域の

決定と言いますのは、町長が議会にはかって決められることでございますので、両地区の施設のバランスなどをかんがみて、政治的配慮で最終的に決められることだと思えます。いずれにいたしましても、確実な計画を近いうちに町長から議会にはかられて、位置の関係を決定していただきたいと考えております。おっしゃることも、原案を出す前に内部的に町長や助役とも話し合いをしたいと思えます。

町長2 水産振興の問題でありますが、たしかに根付漁業者年間一人当りの所得が七十五万六千円と言うことで、なんとかしたいと言う気持ちでいっぱいでございます。是非これからは、二百万円平均程度の所得にふやしていきたいと施策をねっております。

五十三年度は、両漁組のセンターを満度活用し機能を發揮いたしまして、こうした資源をふやしていくと言うことで、水産課などもやっております。

これからは、二百万円に近い所得を目標に両漁組とも十分に連絡を密にしながら、対策を考えていきたいと思っております。

町長3

能越先生の顕彰碑の問題であります。趣旨には賛成でございます。しかるべき時期に、

しかるべき場所へ建てたいと言う気持は持っております。又、町内の港湾の施設にあたって功労者もあわせて検討して片手おちにならないよう進めたいと考えておりますので、その時は議会の皆さんにおはかりいたしまして、実現させたいものだと考えております。

質問

1 水産振興が当町の基幹産業というところで、町、漁組が協力のもとに、国・道の御援助を受けながら毎年投資を行ない、沿岸漁民の収益の増大を期しているが、事業目標と結果が余り明確でないから漁民が将来に向っての生活設計が立てにくく、高齢化するほど生活不安をいだいて暮すことになる。

そこで、(1)漁組組合員一人当り、(漁船漁業者を除く)の漁業収入(五十二年度概算でもよい)はどの位か。

2 教育の荒廃という言葉が当然のように聞える今日、教育界のトップクラスの方々が、口ばかりの危機感を訴えていて、実際に改善の方策を示すこともできず、責任を他に転嫁してこの頃である。

又、最近中学生を中心とした全国的な目をおおい、耳をとじたくなるような非行、事件の続発は種々の原因はあるが、教育界の混

乱が関係ないと言い切れるであろうか。

(1)今こそ利尻島を人間教育(受験のための一時的に役立つ教育でなく、一生役に立つ教育)の最適地と位置づけ、幼児教育から高校教育まで一貫した、子供のための教育体制を考える時と思うがどうか。

(2)近い将来、短大の分校設置も考えてもよいと思うがどうか。

答弁

町長1 我町の水産振興につきましては、利尻町総合振興計画の中でも、又、構造改善計画の中でも大きく取上げて、あらゆる財源を犠牲にしても毎年多額の投資をして個人所得の増大を計画して実施しております。ただ、なかなか数字ではじいたような結果が出ていないことは、誠に残念に感じております。

我町としては、この対策として両漁組とも相談しながら、沿岸資源の増大をはかるよう、ウニ、昆布、アワビ等の自然条件を十分に調査いたしまして、各漁組とも協力しあいこの目標を達成するよう努力してまいりたいと思えます。

昭和五十二年の実績ですが、両漁組の生産高であります。ウニは、四億七千万円、昆布は、三

億一千九百万円、アワビが八百キ
ロの水揚げと言うことでございま
して、昆布のしめる割合は三十九
パーセントでございます。なお、
昭和五十五年度までの計画を申し
上げますと、一人当り百三十三万
円の所得を目標にしたいと思っ
ております。その先きの計画につ
きましては、最小限度二百万円を
目標にして努力していきたいと思
います。これからの目標達成のため
の将来計画につきましては、質問
者のご期待にそつよう、いつそ
うの努力をしまりたいと考えて
おります。

教育長 2 ご指摘されていること
は、お説のとおりだと思います。
そう言ったことで、第三次教育
改革と言うことで、今年新しい学
習指導要領によつて、教育過程が
改善されつづられます。

それで今後は、我町内の教育各
関係者が今日のこうしたことを、
十分に理解しあつて、反省しあつ
て、協力しあつて強力に連けい
プレーをとつて話し合ひし、進め
てまいりたいと言つて計画をもつ
ております。大きい問題ですが、
さらにいくらかでもよくするための
努力をしまりたいと思つていま
す。

次に短大誘致の問題ですが、離
島であるためにいろいろな不便さ

や困難があると思つて、稚内
市とともども今後はいろいろな調
べてみて、できるだけ努力をしま
いと考へます。

助役 2 保育所につきましては、
児童福祉法の七条の福祉施設の一
環で施設しているものでありま
して、教育する場ではない訳です。
幼稚園の方は、学校教育法に規
定されておりまして、教育するん
だと言つて規定がされ、一年間の教
育日数も二百二十日以上とされて
おります。

ですからお説のように、幼児か
ら高校までの一環教育となりま
すと、私は幼稚園の設置に近い将来
必要でないかと考へております。

質問

1 住民との対応についてお聞き
したいが、役場職員は公僕として
の人格養成をたかめるため、その
指導の強化を図つてゐるのか、い
ないのか。

2 町内病院、診療所に通院する
患者に対してバス運賃の大幅な助
成を考へる事態に直面してゐると
思つてどうか。実施する考へなの
か、又、隘路があつて不可能なの
かお聞きしたい。

3 出稼先の慰問と視察について
はさきに、新聞紙上にのつた札文
東利尻町長談話によれば、先

き行き不安であるとの見解から、
今後の対策を新しい決意で、しか
も、前向きで事業実施を図ると言
明しているが、我が町の対応はの
んびりムードのように思われる。

もう一度詳細に現地の状況と今
後に処する決意があればお聞かせ
ねがいたい。
4 スキー小屋の建設については
休憩は勿論であるが、救急的な事
態も考へあわせて、必要欠かせな
いものであると思つてどうか。

答弁

助役 1 住民との対応につきま
しては、議会でも何回もご指摘を受
けております。そこで、職員の教
育等につきましては、町自体でも
やつておりますし、道の町村会・
宗谷町村会・北海道自治研修所等
の研修もございまして。

この問題につきましては、今後
とも言葉の使い方、親切にない
で、笑顔で応対すると言つてこと
十分に職員ともども配慮し、特に
電話のかけ方については、十分に
注意するようにしたいと考へてお
ります。

町長 2 このことは実施すると、
たしかに喜ばれることは、まち
がいない訳です。ただ、こう言つ
助成を公費でと言つてことに問
題があると思つて、しほら

くこの問題はおあずけにしてい
た
だきたいと思つております。
福祉のみなおしきえてきてい
る時代でもありますので、もう少
し真剣に慎重にこの問題を、考
てみたいと思つております。

助役 3 出稼先の慰問でございま
すが、十日間の日程で議長さんと
民生課長の三人で出発した訳です。
そつしまして、各現場をまわり
現場の視察と懇談をしまつた
訳でございます。仕事の内容にし
ましても危険性も少なく、賃金等
の不払もなく、皆さん元気で頑
張つて働いておりましたことを、ご
報告しておきます。

今後は、冬期間の仕事が是非必
要であると思つて考へます。なん
とかして冬期間の収入の道を開
きたいと考へておしまつて、その
ためにも
両地区のセンターにおける、ウ
ニ
アワビの人工さびびよう等につ
いては、絶対に成功させたいと言
ういきごみで努力し、頑張るつも
りでございます。

教育長 4 ご指摘のように、救急
のためにも小屋が必要なことは、
そのとおりだと思つております。長
使用するものですから、ブロック
のがっちりしたもので、面積とし
てあわせて四十五・二平方米ぐら
いのもので、金額で四百万円程度

のものを必ず今年の秋までにはつ
くるよう努力致します。

行 楽 期 の 犯 罪 を 防 せ ぞ う !!

- 外出するときは、戸締りの点検を忘れずに
- 玄関、窓には、主錠のほかに補助錠をつけ、アキスなどの侵入を防ぎましよう
- 暗い夜道を女性の1人歩きは危険です。明るい人通りの多い道を歩きましょう

昭和53年度予算決まる

総額22億2,042万円

昭和53年各会計別予算

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額
一 般 会 計	1,431,136
特 別 会 計	
国保事業会計	203,169
国保施設事業会計	234,362
簡易水道事業会計	58,510
国民宿舎事業会計	78,900
碎石事業会計	214,170

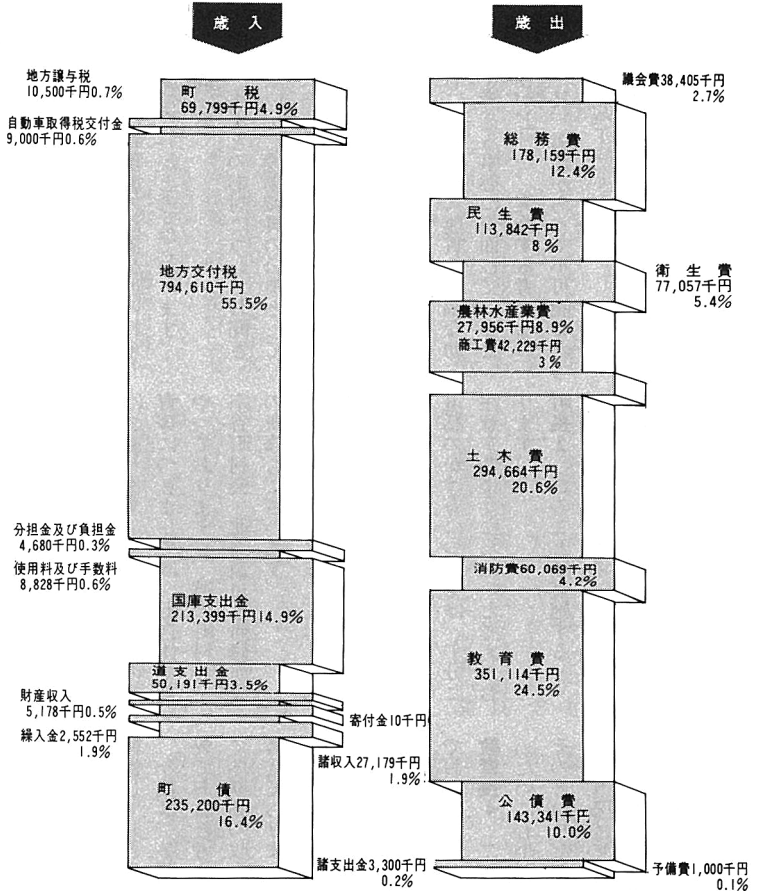
町 税

(単位 千円)

税 目	税 額
町 民 税 (個 人)	31,192
" (法 人)	4,577
固 定 資 産 税	16,007
軽 自 動 車 税	362
た ば こ 消 費 税	14,879
電 気 税	2,582
合 計	69,799



昭和53年度一般会計当初予算の構成



歳入合計 1,431,136千円

歳出合計 1,431,136千円



自衛官募集

◎ 2等陸士

◎ 2等海士

◎ 2等空士

- 身分…国家公務員・特別職
- 資格…心身共に強健な満18歳以上25歳未満の者
- 待遇…初任給: 俸給月額83,700円 ・ 現物給与(衣食住): 約37,000円
- ・ ボーナス: 年2回約5ヵ月分 ・ 退職金: 1任期目 315,333円
- 受付…利尻町役場(電話01622-4-2345)または、自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所(電話01622-3-2721)で常時行っております。

町長の動向

◎2月17日 札幌市

北海道国民健康保険団体連合会役員懇談会及理事會

◎2月18日 札幌市

離島振興補助金の増額陳情

◎2月20日 札幌市

昭和52年度特別交付税の陳情

◎2月21日 札幌市

北海道文京会館運営小委員会食事は、食品センターに委託

◎2月22日 札幌市

(イ)沿岸漁場整備促進協議会役員會

(ロ)北海道自治振興センター理事會

(ハ)北海道町村会理事會

◎2月23日 東京都

(イ)全国離島振興協議会理事會

(ロ)日本離島センター評議員會本年度総会は、北海道で開催

◎2月28日 東利尻町

利尻郡消掃施設組合議案

(イ)議案第1号

昭和52年度補正予算

百七十三万三千円減額

予算総額一億三千三百九十万三千円

当町負担金・平等割

百三十二万三千円減額

(ロ)昭和53年度当初予算

歳入・歳出予算総額 一億二千九百六十万円

前年度比較

一千九百九十万円減額

当町負担金 四千五百六十五万八千円

◎2月28日 東利尻町

利尻郡学校給食組合議案

(イ)議案第1号

特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

「給食センター運営委員会」

委員長 日額 三千五百円

委員 日額 三千円

(ロ)議案第2号

昭和52年度補正予算

八十四万九千円減額

予算総額 九千四百三十一万九千九百円

当町負担金 四十万二千円減額

(ハ)昭和53年度当初予算

歳入・歳出予算総額 一億四百九十八万円

前年度比較

一千二百四万六千円増額

当町負担金 二千九百十二万四千円

(ニ)委員の任命について同意

広沢宗三氏

◎3月3日 利尻町

利尻・札文消防事務組合議案

昭和52年度補正予算

十九万八千円増額

予算総額 一億九千九百六十九万六千円

昭和53年度当初予算

歳入・歳出予算総額 二億九千二百七十七万二千円

三町の負担金

利尻町 六千四百四十四万円

東利尻町 一億八十六万二千円

札文町 五千六百三十七万七千円

◎3月3日 利尻町

小樽・利札航路維持改善協議会

利札三町期成会合同協議会

連合会の組織をつくることに決定

会長に、松野義男氏

副会長は各町から一名宛

議会の動き

◎1月19日 経済常任委員会

は、会議を開き付託陳情案件を審査いたしました。結論がえられず、継続審査と決定いたしました。終了後、委員

会協議会を開き所管の事務を協議いたしました。

◎1月21日から22日まで、議員全員による特別委員会を開き、昭和51年度利尻町各会計

歳入・歳出決算の件を審査し認定すべきものと決定いたしました。

◎1月29日から31日まで、議長は宗谷町村議長会定期総会へ出席のため、稚内市へ旅行いたしました。

◎2月2日 総務常任委員会

は、協議会を開き所管の事務を協議いたしました。

◎2月8日から21日まで、議長は季節労働者慰問のため、及び道議長会事務打合せのため並びに諸官庁陳情のため、

助役、民生課長と同行、札幌市及び関西・関東方面へ旅行いたしました。

◎2月21日 公会堂諮問委員会が開かれましたが、結論がえられず継続審査と決定いたしました。

◎3月4日 町長の招集に応じ、議員全員協議会が開かれました。

◎3月8日 議会運営委員会は、議長の諮問に応じ、3月議会の会期・議事日程などを協議いたしました。

あなたの善意を 利尻町愛情銀行へ

利尻町社会福祉協議会

「新入学(園)児の交通事故防止」

“新入学(園)を 交通事故から守ろう”

こどもは、とつぎの場合に動作も鈍く、適切な判断ができません。自動車の運転者はこのことをよくつかんでおき、たとえ、こどもが予想外の行動に出たときでも事故を避けられるよう慎重な運転を心がけましょう。

◎こどもの特性を知ろう

○狭い道路や、見とおしの悪い路地、止まっている車の陰などから、急に飛び出すことがある。

◎車はいつでも止ってくれるものと思ひ、車のすぐ前で手を上げながら、飛び出すことがある。

◎車の方を見ていても、遊びに夢中になっていたり、ほかのことに気を取られて車に気づかなかつたり、忘れてしまうことがある。

◎家庭でこどもに教えること

◎道路を横断するときは「止る、見ろ、待つ」の三つを守ること。

◎信号機のあるところでは、信号が青になつても、他の車に気をつけること。

◎急ぐときでも、止まっている車の間から車道に飛び出さないこと。

◎歩道のない道路を歩くときは、必ず道路の右側を歩くこと。

◎きめられた通学・通園路を通るようにし、急ぐときでも、ほかの

道路を通らないこと。

◎通学や、通園バスの乗り降りには、きめられた安全な場所を待ち、バスが完全に止つてから乗り降りすること。

◎道路では、遊ばないこと。

こわい幼児の

行動スタイル

交通事故

子供の交通事故の中には、大人ではとうてい考えられないようなカタチでおこる例がたくさんあります。そのほとんどが、子供の行動の特性が原因となつたものです。交通事故にながりにやすい子供の行動の特徴としては、次のようなものがあります。

子供を交通事故から守るため、お母さん方の参考になればと思います。

＜その一＞一つのことに夢中になると、まわりの物が目に入らなくなる。

・道路で夢中になつて遊んでいて、車が近づいても気がつかない。
・ボールを追つかけて、いきなり車道に飛び出す。

・道路の反対側から、親や友達に声をかけられたり、手を振つて

合図されると、いきなり車道へ飛び出す。

・親と手をつないで歩いていても、興味のある物(たとえばおもちゃ屋)などを車道の反対側に見つけたら、つないだ手を振り切つても飛び出そうとする。

＜その二＞その時その時の気分によつて行動が変わる。

・うれしいことがあると、はしやいで落ちつきがなくなる。また父母に叱られたりするとそのことばかりが気になり、まわりを見ないで道路を歩いたりする。

＜その三＞物事を単純にしかり理解できない。

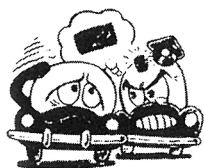
・自分が黄色い旗を持っていたら、車は、いつでも必ずとまってくれると思ひこむ。

・走っている車が止まるためにどのくらいの距離が必要なのかかわからない。

＜その四＞大人のまねをする。
・信号を無視して横断したり、交通ルールを守らない大人を見て、その通りまねをする。

＜その五＞物かけて遊びたがる。
・駐車中の車の下にもぐりこんだりして遊ぶ。
・大きなタンボール箱にかくれたり、入つて遊ぶ。

● やめよう死につながる交通五悪!!



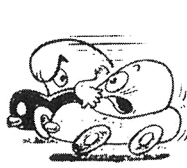
無免許運転



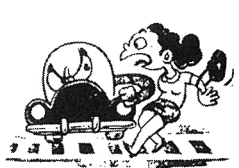
飲酒運転



スピード違反

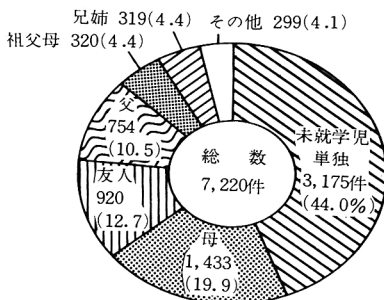


むりな追越し

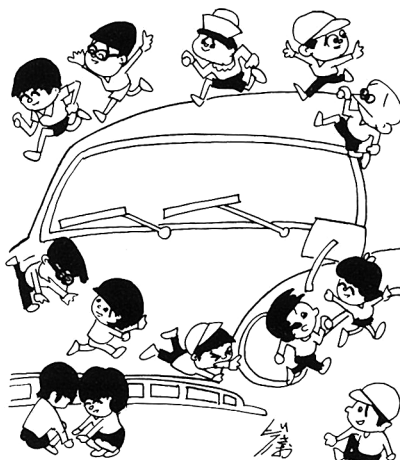


歩行者保護義務違反

未就学児の死亡、重傷事故の同業者別状況 (昭和52年)



昭和52年度版警察白書より



子供の交通事故には、いろいろな特徴がみられます。その主なものをあげてみますと――

子供の交通事故の発生しやすい時間は、下校時あるいは下校時後の一〜二時間後の間に最も多く発生しています。特に、午後四時から六時までの時間が要注意です。

自宅から半径50メー

トルが危険地帯

なお、曜日別では、土・日曜日の発生が目立っています。行動半径のせまい子供の事故は、自宅近くが最も多く、特に半径五十メートル以内が「危険地帯」です。低年齢になればなるほど、自宅付近での事故が多いことを、お母さん方は覚えておいていただきたいものです。



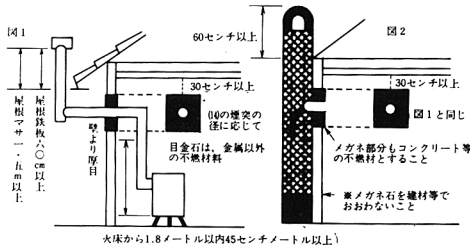
1. 煙突、煙道は、次の事に注意して下さい。

利尻礼文消防事務組合火災予防条例 (抜萃)

(煙突及び煙道)

第6条 煙突及び煙道の位置及び構造の基準は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (6) 煙道の屋上突出部は、屋根面から垂直距離を60センチメートル以上とすること。
- (7) 煙突の高さは、その先端から水平距離1メートル以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60センチメートル以上高くすること。
- (8) 金属性、石綿製又は陶管性の煙突は、可燃物から30センチメートル（火床から1.8メートル以内にある部分は、45センチメートル）以上はなすこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆するか又はこれと同等以上の効力のある装置をし、火災予防上支障のない場合はこの限りでない。



- (13) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、又は遮燃材料で有効に被覆すること。
- (14) 眼鏡石は、壁体等の厚さ以上とし、かつ、穴の外囲から壁体等までの幅は、煙突の内径が13.7センチメートル以下の場合には10センチメートル以上、13.7センチメートルをこえる場合は、煙突の内径以上とすること。ただし、火床から1.8メートル以内の部分に設ける場合は、煙突の内径の1.5倍以上とすること。



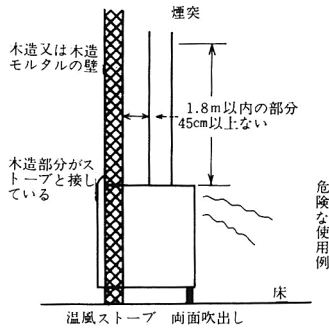
利尻礼文消防事務組合 消防本部から火災予防

北国にとつては、長い冬も終り青芽、芽をふく春となりましたが、全国各地からは相変らず火災による焼死事故の暗い悲惨なニュースが流れております。せめて美しい利尻礼文からは、明るいニュースだけを送りたいものです。さて、これからは建築のシーズン

マイホーム新築を計画の方もあろうかと思いますが建築の際、火気設備だけは大工さんにまかせっぱなしにせず、次の事を知っておき大工さんに指示して、せっかく造った貴重な財産は自分で守りましょう。又、新築に限らず、現在住んでいる自宅の火気設備を見直し、悪い箇所は早急に改善して下さい。

2 各種ストーブの取り付け使用は次の事に注意して下さい

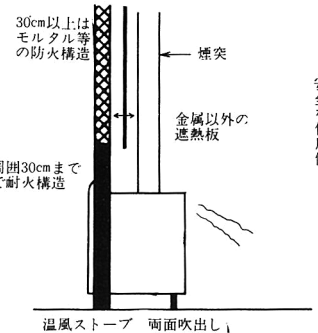
最近ではほとんどの家庭が油を燃料とする暖房器具を使用し又各メーカーからも種々のストーブが販売され、それなりに地震や転倒の際の自動消火装置や温風ストーブの温風吹き出し面以外の遮熱構造等、ストーブ自体の安全性は改良されておりますが、これと安心してはいけません。ストーブ自体は安全であっても接続する煙突などは



利尻礼文消防事務組合火災予防例 (ストーブ) (抜萃)

第五条 ストーブ(移動式のもの)を除く。以下この条において同じ)の位置及び構造は、次の各号の基準によらなければならない。

のストーブでも同じで過熱するのですから煙突、煙道の基準に適合する構造としなければなりません。最近販売されているあるメーカーの両面温風吹き出しストーブなどは二室の中央に取り付け、木造の壁で区画し、使用している御家庭がありますが、これは条例に違反するばかりでなく、いつ火災になるか判らない危険なものです。このような方法で使用する場合は壁の一部又は全部を耐火構造又は防火構造にする事です。



のストーブでも同じで過熱するのですから煙突、煙道の基準に適合する構造としなければなりません。最近販売されているあるメーカーの両面温風吹き出しストーブなどは二室の中央に取り付け、木造の壁で区画し、使用している御家庭がありますが、これは条例に違反するばかりでなく、いつ火災になるか判らない危険なものです。このような方法で使用する場合は壁の一部又は全部を耐火構造又は防火構造にする事です。

(1) 壁著しくは天井又は周囲の可燃物から側方は、六十センチメートル以上、上方は一・五メートル以上離して据付けること。ただし、防火構造又はそれと同等以上の防火性能を有する壁体に対する距離は、三十七センチメートルまで減ず

ることができる。
 (2) 特殊な構造、燃料又は使用状況等により火災予防上危険と認められる場合は、不燃材料で遮熱の設備をすること。
 (3) 不燃材料で造った台上又は不燃材料でおおわれ、かつ底面通気をもたせた台上に設けること。ただし、金属以外の不燃材料で造った床土又は土間に設けるときはこの限りでない。

3 次のような場合は、いつでも消防へ御連絡下さい

(1) 自分の家以外でも煙突やその他火気設備の不良箇所を発見したときは、お互い知らせ合せて改善するように致しましょう。もし近所なので言いづらいと言うようなときは、消防へ電話下されば消防の方から注意し改善するよう指導致します。火災を出しますと自分の財産だけでなく、他人の財産までも焼いてしまい大変な迷惑をかけると同時に一生負い目を感じる事になります。
 (2) 皆さんの自宅で火気設備について判らない事がありましたらいつでも消防へ御相談下さい。適切なアドバイスを致します。

救急業務の開始について

早春の候、住民各位におかれましては益々御清栄の事御慶び申し上げます。皆様すでに御承知かと思われませんが、消防署の業務は皆様の家庭等の防火査察等を行なう予防業務、ひとたび火災が発生した場合出動して消火活動を行なう警防業務、又、交通事故や急病の患者を病院等へ搬送する救急業務などと巾広いものです。この中で救急業務は、消防署の発足と同時に実施する予定でございましたが、東利尻支署において救急業務を行なっていたため今日までのびのびになり町民に不便をかけておりましたが、このたび日本自動車工業会より最新型の救急車一台を寄贈され、当利尻礼文消防署でも4月1日より業務を開始することになりました。救急業務は急病、交通事故、労働災害、自損行為、運動競技、火災、水難等ですが緊急を要しかつ他の手段で搬送できないと思われるものにかぎります。数少ない署員でいつ発生するかも知れない消防態勢の中で実施しますので、ハイヤー替りの様な考え方で利用することのないよう、十分注意して下さい。尚、場合によっては救急車による搬送を必要としないと思えた場合は、おことわりすることもありますので、ご承知下さい。消防への通報は火災と同じ119番です。



4月1日より救急業務を行ないます

火事と救急は 119 番

事務連絡、問合せは 4局2119番 利尻礼文消防署



くらしの豆知識

○風呂に入れる水は、水圧が下がる夜中にチヨロチヨロ入れておけば、昼間ガーと入れるときの半分の料金で済む。

○しけたピーナツは、肉や野菜といっしょにいためものにするとおいしくたべられる。

○風呂に入れる水は、水圧が下がる夜中にチヨロチヨロ入れておけば、昼間ガーと入れるときの半分の料金で済む。

○祝儀袋には金額だけ書いて渡す。相手は「そそっかしい人だ」と思うくらいのも。

○ジョニ黒とサントリーの赤を半々にまぜる、香りはジョニ黒。お客はジョニ黒を御馳走になったと思う。

○みんなで食事にいくとき「私、きょうはお金ないのよ」と最初にいっておけばだれかが払ってくれる。

○たくさんの方が集まると、帰りには何だれかが妙に履物を間違われるもの、そこでその防ぎ方として右と左の履物をばらばらに

置きます、探してまで間違える人はいないでしょう。

○長距離電話をかけるときは、相手とコールの回数で合図をきめておけば、受話器をとらなくても用事は足りる。

この辺まではまあまあということですが、次のようになると並みの人はとうていマネができずともありません。話のタネとして一応紹介してみます。

○一本の扇子を十年使うには、扇子を動かさなくて顔を左右に振る。

○喫茶店のトイレで手を洗うとき、ツメの先に石ケンをためてくれれば、一回分手が洗える。

○焼き肉やスキヤキは、相手の前の肉から先に食べる。人よりよけい食べられる。

○デパートで在庫ぎれで一点しかないものを買う場合、ナンクセをつければ一割は引いてくれる。

○タバコを吸うときだれかの火をかり、ついでに煙も吸いこむ。

○減るものなんでも自分のものは使わない。クギを打つとき金

ヅチは隣から借りて使う。

住民課住民係

四月のこよみ

- 4月1日 新会計年度始まる エープリルフール 煙草専売法公布「明37」 売春防止法実施「昭33」
- 4月2日 国立公園法公布「昭6」
- 4月2日 図書館記念日 新五百円札発行「昭26」
- 4月3日 聖徳太子憲法十七条をつくる。
- 4月4日 征台の役 NATO創設される 厚生省小児マヒを指定傳染病に決定「昭34」
- 4月5日 第一回知事、町村長選挙行われる「昭23」 第34回世界卓球選手権大会で、河野満選手優勝「昭52」
- 4月7日 世界保健デー 最低賃金法成立「昭34」
- 4月8日 花まつり、借地法、借家法公布「大10」 当用漢字、約二千を定む「昭2」
- 4月9日 日航もくせい号伊豆大島に墜落「昭27」
- 4月10日 婦人週間始まる。競馬法公布「大12」 皇太子殿下御結婚「昭34」
- 4月11日 江戸無血入城「慶応4」
- 4月13日 水産デー 間宮林蔵樺太探検に赴く「文化5」 石川啄木死去「明45」
- 4月14日 ポスト愛護週間 種痘法公布「明42」
- 4月15日 公職選挙法公布「昭25」
- 4月16日 東京横浜間電報開始「明3」
- 4月17日 下関条約調印「明28」
- 4月19日 アメリカ独立戦争始まる
- 4月20日 通信記念日 航空郵便開始「大14」 第一回参院選挙「昭22」
- 4月21日 財ヶ岳の戦
- 4月22日 ブラジル発見される
- 4月23日 寺田屋事件
- 4月24日 横浜桜木町で電車突上「昭21」
- 4月25日 市町村制公布「明21」
- 4月26日 本州、四国連絡橋ループ内定「昭52」
- 4月27日 孔子祭り「東京湯島」
- 4月28日 象、日本に渡来 日本銀行開業 日本 O E C P に正式加盟「昭39」
- 4月29日 天皇誕生日 第一回文化勲章授与「昭12」
- 4月30日 日清条約締結「明6」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

メートル法公布記念日 マッカ

ーサー解任される「昭26」

季節の話題

!! スポーツの開幕!!

春の訪れはスポーツ行事の開幕でもあります。高校選抜で始まる野球シーズンも、お待ちかねプロ野球が長丁場のスタートを切ります。茶の間でもそれぞれのファンや評論家の予想に夢中になって論議をよぶことでしょう。

アマ球界の東京六大学、関西

六大学、東都大学リーグなど一せいにオープンします。甲子園のヒーローたちの大学での活躍など期待の大きなものの一つでしょう。

モスクワ五輪に向けて水泳、陸上など陣容を立て直しての猛練習になることでしょう。バレエなどのチームワークもしっかりと地についた配慮でゴタゴタの起きないようなフェアな人事をお願いしたいものです。

ご存じでしょうが!!

★ 机や椅子の高さは

身長に合わせる

いよいよ、新学期に入りました。が、新入学や進学のお子さんたちが、おありの御家庭では、勉強用の机や椅子を用意されることでしょうか、机とか椅子は、座高や身長に釣合いがとれていないと姿勢を悪くするばかりでなく、健康にもよくありません。また読書や書き物もしづらくなり、疲れが早く、勉強の能率にも影響します。

机と椅子の高さは、次の計算で割り出して下さい。

$$\begin{aligned} \text{机の高さ} &= (\text{座高} \times \frac{1}{4} - 1) \text{ cm} + \text{椅子の高さ} \\ \text{椅子の高さ} &= \text{身長} \times \frac{1}{4} - 1 \text{ cm} \end{aligned}$$



お兄さんや、お姉さんのおさがり、机や椅子を使わせる場合でも、身体に合った高さに、調節して姿勢にも、健康にも、また勉強の能率などにもお気をつけてあげて下さい。

★ 畳のへこみには

アイロンがけ

春ともなると、部屋のもよう替えをして、気分の一掃をはかると、タンズなど重い家具を移動させたあと畳にへこみが残り、見苦しいものです。これには、その部分全体に霧吹きを行ない、濡らしたバスタオルをあててアイロンをかけると、元どおりになります。

★ 畳にこぼした粉は 塩でとる

天気の良い日に行なってください。

あなたと保健室

結核について

ペーパーウエーターや小麦粉などを畳にこぼすと、はいいても、掃除機を使っても、白いものが残りお手あげですが、塩をまいてはき集めたあとは、ほうきの柄で畳をとんとんとたくと、目の間から出てきますので、これにも薄く塩をまいてとりませう。

皆さんは、結核という病気を御存知ですね。症状としてはせき、たん、血たん、発熱、寝汗、食欲がなくなる、胸痛、背痛、肩こり、からだがだるい、体重減少、かつ血、等があります。

今は、昔とは違い、栄養状態も良くなったし、結核菌に良く効く薬も沢山出てきたし、皆さんが結核を無くそうと努力された事もあって、結核の患者さんは本当に少なくなりました。しかし無くなつた訳ではありません。今の結核菌は、昔の菌より色々な薬に効きにくいものが出ています。

では、今の結核の状態を見てみましょう。全国の状態で見ると、結核による死亡順位は、次のようになっています。

年令	総数	男	女
総数	10	10	
30~34	10		10
35~39	7	7	8
40~44	7	7	6
45~49	7	7	6
50~54	7	7	8
55~59	8	6	9
60~64	8	7	
65~69	9	7	
70~74	9	7	
75~79	8	7	
80以上		10	

この死亡順位を見ると青年期〜老年期までの全ての人は、まだまだ安心出来ないという事がわかります。昨年、新しく結核患者として発見された人が7名おりました。それも年齢層が全般に渡っていて、幼児、青、壮、老年期、全ての人達に見られました。この数に結核で治療している人達を加えますと、かなりの数になります。新しく発見された患者さんの他に、疑いをもたれた人の中には、一度感染して自分の力で自然に治っていたという人も含めると、このような人が、全地区に見えられました。菌を出さないうちにレントゲン検査等で発見され、早いうちに治療

をする、治りも早いし、菌を出す事もないので、他の人につうつす事ありません。

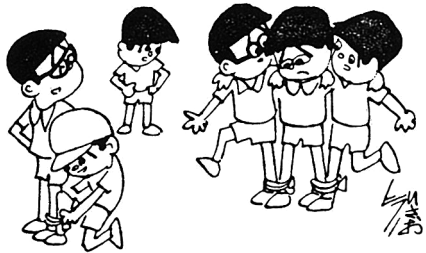
★ 今年、昨年は昨年検査を受けた人も受けなかつた人も以上の事を考えて5月8日から始まるレントゲン検査を受けましょう。レントゲン検査は、法律でも決められているものですから皆さんは受ける必要があるのです。そして、これには無料、どの地区で受けても良い、申し込みをしなくて良い、時間がかからないという特典があり、しかも自分の為になるというものです。御家族、隣近所、仕事場の人達とさそいあわせて必ず受けましょう。

保健婦 原田 記

まず、友達づくりを

これまで家庭の中で、「お山の大将」をきめ込んでいた子供たちも、幼稚園や学校に入ると周囲は見知らぬ顔ばかりです。しかし、友達づくりは急速に進みます。一日も早く友達をつくるのが、子供たちにとって通園・通学をより楽しいものにする第一の秘けつです。

自己主張の強い子は協調性に欠けるところがあり、集団の遊びになじめず、すぐけんかをはじめます。また、口の重い子と



神経質な子供は、集団生活のなかでがまんすることがなかなかできません。こういった性格の子供に対しては、母親はそれとなく手助けをしてあげ、一日も早くみんなと一諸に遊べるように導いてやってください。

たとえば行き帰りの道も、近所の友達や上級生といっしょに行動させるなどして、集団生活のルールを身につけさせるのもよいでしょう。

近くに同じ年ごろの子供がいなかったり、適当な遊び場所がなかったりすると、子供はどうしても家にとじこもりがちになります。外に連れ出して一諸に遊んでやるとか、友達を見つけてやるように心がけたいものです。また逆に、

自分の家に友達を呼ぶなど、積極的に家庭を開放するのもよいでしょう。

友達関係で気をつけたいのは、子供の前で友達の欠点を口にしないことです。「あの子と遊ばないように」とか「もつとよい友達はいないの」などというのは、単なる大人の感覚でしかない場合が多いものです。まず子供の世界を知ること、これが母親の第一の役割といえましょう。



約束や規則を守る 子に育てよう

幼稚園や学校には、集団生活のきまりがあります。家庭では許される依頼心や甘えも、これからは通用しません。みんなで決めた約束やルールを守ることは、社会生活をしていくうえでの第一の基本です。幼稚園や学校は、子供にと

っては最初に経験する社会であり、ひとりの「市民」としてのスタートの場でもあるのです。

用便や洗顔、食事のあとかたづけ、衣服の脱ぎ着など身のまわりのことは自分でするようにしつけ、集団生活の規則やエチケットをわきまえさせることが大切です。

また、対人関係のエチケットとしては、はい・いいえ・ありがと・すみませんをはっきり言えるようにしておきたいものです。

ところで、決まりや約束が守れたら、忘れずにほめてやりましょう。守れなかったときは、しかる前に子供の身になって、たとえば内容的に無理がなかったかどうか、強制しすぎて子供の心情にキズをつけるようなことはなかったかなど、の点をよく考えてから、適切な助言をするのが効果的です。



みんなの街です。美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean



四月から 国民年金の保険料が改正されます

国民年金は、加入者が歳をとったり、障害者となったり、母子世帯になったときなどに年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

このため、生活水準その他の諸事情に変動があったときには、年金額をみなおし、その充実改善を図ることとしています。

この改善によって、昨年七月に拠出年金、八月に福祉年金の年金額がそれぞれ引き上げられました。

年金給付の財源は、加入者が納付した保険料の積立金と国が負担する国庫金とでまかなわれています。

そのため年金額が引き上げられると、保険料の額の引上げも行われることになり、昭和五十三年四月分より月額二、七三〇円に改

正されます。

保険料納付のご相談など、くわしいことは市区町村役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

福祉年金の支払 期月が変わりました

福祉年金の支払期月が変更され、それぞれ一カ月早まり、四月、八月および十二月に支払われることとなっています。

また、支払の開始日についても、これまでの六日から十一日に変更されています。

したがって、こんど支払われる四カ月分(昨年十二月から今年三月までの分)については、四月十一日から年金の支払が受けられます。

お誕生おめでとう
うございませす



戸籍の うございませす

うございませす

自 2月1日
至 2月28日

御母堂様の香典返しを廃して
仙法志字元村 欠 満殿から
病年見舞返しを廃して

仙法志字長浜 森本タニ殿外四
名から寒修行による御布施全額
仙法志字本町 沢田正道殿から
病年見舞返しを廃して

おくやみ
申し上げます



氏名 年齢 住所
山本 新八 八五歳 新湊
太田 光男 五二歳 日出町
濱田乙三郎 八三歳 御崎



～家族ぐるみで交通事故に 備えましょう～ 町民交通傷害保険に加入を！ 1人年間 360円

利尻町に住んでいる方及び町内へ通勤、通学している方などなたでも加入できます。この保険は一年契約ですから契約期限のきれる方及び新規に加入される方は、3月1日から加入受付を行います。
●申込み 役場及び支所では3月1日から受付(住民課広報交通安全係)

支払われる保険金

区分	金額	請求手続きに要するもの
死亡の場合	80万円	①保険カード
失明または片足を失ったとき	50万円	②交通事故証明
治療期間6ヵ月以上	12万円	③診断書
5ヵ月以上6ヵ月未満	9万円	④印鑑
4ヵ月以上5ヵ月未満	7万円	そのほか状況によって
3ヵ月以上4ヵ月未満	5万円	は印鑑証明などです。
2ヵ月以上3ヵ月未満	3万円	
1ヵ月以上2ヵ月未満	2万円	
1週間以上1ヵ月未満	1万円	
1週間未満	5千円	

タバコは町内で

買いましょう

